

農林振興課 園 営農推進係 (509)

令和8年度 農業用廃プラスチック類の実施計画

●回収実施の理由

ハウスや田畑などで使用したフィルムなどの農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」)により排出事業者(農家)の自らの責任において処理することが義務づけられています。

また、ダイオキシン対策の強化などから自家焼却(野焼き)や自家所有地への埋立処分は「廃掃法」により禁止されています。

●回収日時・場所

回収日程	回収品目	回収場所	回収時間
6月16日(火)	廃プラスチック類	農協野菜選果場 (益丸広域農道沿い)	9:00 ~ 12:00
8月18日(火)	廃プラスチック類		
12月15日(火)	廃プラスチック類		13:00 ~ 15:00
令和9年 3月2日(火)	廃プラスチック類・廃缶	大崎町神領1743-2	

●回収品目、処理料金(料金は税込)

回収品目		処理料金
廃プラスチック	農業用廃ビニール	40円/kg
	農業用廃ポリ	
	農業用廃プラスチック類	
廃缶	テロン缶	55円/缶

- 留意事項**…回収日時・処理料金については予定であり、天候などにより、変更になる可能性があります。

【お問い合わせ先】大崎町農業振興センター

大崎町役場 農林振興課 営農推進係 ☎476-1111 (内線509)